

○長崎大学生物災害等防止安全監視委員会規程

平成29年9月22日

規程第46号

改正 平成30年6月26日規程第36号

令和2年4月1日規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学生物災害等防止安全管理規則（平成16年規則第42号。以下「安全管理規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、長崎大学生物災害等防止安全監視委員会（以下「監視委員会」という。）の任務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 監視委員会は、病原体等の安全管理に関し、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 安全管理規則に定める事項の実施状況並びに特定病原体等及び監視伝染病病原体の取扱いにおける法令遵守の状況を監視すること。
- (2) 長崎大学生物災害等防止安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）が実施する立入検査に立ち会い、その検査の実施状況を監視すること。
- (3) 安全管理規則の実施面における改善事項に関すること。
- (4) 安全管理規則第23条第1項各号に掲げるばく露、同規則第24条第1項に掲げる危険度の高い病原体等によって汚染され、又は汚染されるおそれのある事態及び同規則第25条第1項に掲げる病原体等の盗取、所在不明等が発生した場合においては、その原因の調査及び事後処理について確認を行うこと。
- (5) その他病原体等の取扱いの監視に関し必要な事項

2 監視委員会は、必要と認めた場合は、運営委員会、病原体等取扱主任者、部局等の長及び安全責任者に勧告し、及び学長に意見を進言することができるものとする。

3 学長は、前項の監視委員会の意見を尊重しなければならない。

4 部局等の長は、第2項の規定により監視委員会の勧告があったときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を学長及び監視委員会に報告しなければならない。

5 監視委員会は、必要に応じ、第2項の監視委員会の勧告及び進言並びに前項の部局等の長が講ずる措置の内容を公表するものとする。

6 監視委員会は、必要な事項について、病原体等取扱主任者、部局等の長、安全責任者及び作業責任者に報告を求めることができる。

(組織)

第3条 監視委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病原体等の取扱いに関して学識経験のある者 複数人
- (2) 前号以外の自然科学分野に関して学識経験のある者 複数人
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 前項の委員のうち3人以上は本学の職員以外の者とする。

3 安全責任者を第1項の委員とする場合の数は、委員の総数の半数以下とする。

4 病原体等取扱主任者及び病原体等取扱副主任者は、委員になることはできない。

5 本学の職員である委員は学長が任命し、本学の職員以外の委員は学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 監視委員会に委員長を置き、委員のうちから研究を担当する副学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 監視委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 監視委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。ただし、監視委員会の議事が特定の部局等に関する議事であるときは、当該部局等に所属する委員は議決権を有しないものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、監視委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、監視委員会に関係職員を出席させることができる。

(事務)

第9条 監視委員会の事務は、研究国際部学術支援課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、監視委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日規程第36号）抄

1 この規程は、平成30年7月1日より施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第22号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。